

産業技術総合研究所

Dhaiba Suite アカデミック使用許諾規約

2018年9月14日最終更新。以前のすべてのバージョンを置き換えます。

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「甲」という。）は、甲が知的財産権を所有する以下に定めるソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という。）を使用する者（以下「乙」という。）に対し、下記の条件で使用を許諾し、乙は、本ソフトウェアをご使用になることで、本契約のすべての内容に同意したものとします。

（本ソフトウェア）

第1条 本ソフトウェアとは次のものをいいます。

ソフトウェアの名称 : Dhaiba Suite アカデミック

甲における管理番号 : H30PRO-2179

（本ソフトウェアの使用）

第2条 甲は、乙に対し、本ソフトウェアを乙が所有または管理するコンピュータにインストールし、実行することを許諾します。

2. 乙は、本ソフトウェアを、研究または学術目的のためにのみ使用することができ、商用目的で使用することはできません。

3. 乙は、本ソフトウェアの全部または一部を改変、翻案、逆アセンブル、逆コンパイルならびにその他の手段によって解析することはできません。

4. 乙は、本ソフトウェアを甲の書面による許諾なく第三者へ再配布することはできません。

5. 乙は、本契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者へ譲渡することはできず、また担保に供することはできません。

6. 本ソフトウェアに含まれる実行ファイルは、外部ライブラリを静的または動的にリンクしていますが、本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに関わるあらゆる事項は、外部ライブラリの製造・配布・販売元とは一切かかわりありません。本ソフトウェアの全部または一部に関する外部ライブラリの提供元への質問、苦情その他の問い合わせは一切行わないでください。

7. 本ソフトウェアは、本ソフトウェアに含まれるプログラムがリンクしている外部ライブラリ（以下「本外部ライブラリ」という。）の提供元が定める外部ライブラリの使用許諾条件に基づいて開発・配布されており、乙もこの条件に同意しなければなりません。

（不保証・免責）

第3条 甲および本外部ライブラリの提供元は、本ソフトウェア等のデバッグ、アップデート、使用方法、その他の一切の保守を行いません。

2. 甲および本外部ライブラリの提供元は、乙に対し、現状のままで無償にて使用許諾するのであって、本ソフトウェア等に瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて如何なる明示的または黙示的保証も行わず、これらの事項に関する一切の問い合わせを受け付けません。

3. 甲および本外部ライブラリの提供元は、本契約に基づく乙による本ソフトウェア等の使用が、第三者の権利（特許権その他の知的財産権を含むが、これに限定されない。以下、本項において同じ。）の実施を必要としないことを保証するものではありません。乙による本ソフトウェア等の使用が第三者の権利を侵害するとして生じた紛争は、すべて乙が自らの責任と費用負担において解決するものとし、甲および本外部ライブラリの提供元は当該侵害について一切の責任を負わず、これらの事項に関する一切の問い合わせを受け付けません。

4. 直接、間接を問わず、本契約に基づく本ソフトウェア等の使用またはその不具合に起因して生じたデータの消失、誤ったデータ解析その他に起因する問題、ならびに、これらの第三者からのあらゆる請求については、すべて乙が自らの責任と費用負担において解決するものとし、甲および本外部ライブラリの提供元は、当該問題ならびに請求について法律上および契約上一切の責任を負いません。

（知的財産権）

第4条 本ソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウその他すべての知的財産権は、すべて甲に帰属します。但し、本ソフトウェアの一部には、第三者により提供されたものが含まれていますが、当該個所に関する著作権表示に従い、当該個所の提供者に権利が帰属しています。

（秘密保持）

第5条 乙は、本契約の内容または本ソフトウェアの使用により本ソフトウェアに関して知った情報を、甲の書面による許諾なく第三者に漏洩してはなりません。ただし、次の情報についてはこの限りではありません。

- (1) 開示を受ける前に、既に保有している情報
- (2) 開示を受ける前に、既に公知または公用となっている情報
- (3) 開示を受けた後に、自己の責によらず公知または公用となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(使用の終了)

第6条 甲は、乙が本契約の条項に違反したときは、直ちに本契約を解約することができるものとします。

2. 甲は、WEB サイト (<http://www.dhaibaworks.com>) に本ソフトウェアの使用終了の告知をすることで、何時でも直ちに乙による本ソフトウェアの使用を終了させることができます。

3. 乙は、本契約が終了した場合、直ちに本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアをアンインストールし、復元不可な方法で本ソフトウェアを消去するものとします。

4. 第3条乃至第5条、本条第3項ならびに第7条の規定は、本契約が終了後も、期限の定めなく有効とします。

(裁判管轄および準拠法)

第7条 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2. 本契約は、日本国の法律に準拠して解釈するものとします。

以上